

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月1日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第2号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第9条の9 県職員給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の3第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）<u>第2条第3項第1号に規定する職員派遣</u>（第10条の2第1項第3号及び第10条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員のうち、県職員給与条例第10条第1項第1号若しくは第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当</p>	<p>第9条の9 県職員給与条例第10条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び学校職員給与条例第11条の3第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）第2条第1項若しくは公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条第1項の規定による職員の派遣</u>（第10条の2第1項第3号及び第10条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員又は職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）<u>第2条第1号の規定による休職から復職した職員</u>のうち、県職員給与条例第10条第1項第1号若しくは第3号又は学校職員給与条例第11条の3第1項若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰又は復職の直前の住居（当該復帰又は復職の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第9条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度</p>

改正前	改正後
<p>該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)</p> <p>(2)・(3) 略 (返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地公法第28条第2項及び職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第10号)第2条の規定により育児休業をし、<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年佐賀県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、職員派遣をされ、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条第1項の</u></p>	<p>資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰又は復職の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)</p> <p>(2)・(3) 略 (返納の事由及び額等)</p> <p>第10条の2 県職員給与条例第10条第5項及び学校職員給与条例第11条の3第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地公法第28条第2項及び職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第10号)第2条の規定により育児休業をし、<u>職員派遣をされ、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p>

改正前	改正後
<p>規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 月の中途において地公法第28条第2項及び職員の分限に関する条例第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、職員派遣をされ、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第10条の4 略</p> <p>2 月の中途において地公法第28条第2項及び職員の分限に関する条例第2条の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条第1項の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。